

青森県電気機械器具製造業最低工賃

効力発生の日 令和3年5月1日

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。

品目	工程	規格		金額
シールド線	端末加工（シールド線をよじり、かつ、芯線をむき出し、よじり、ハンダ付けを行うことをいう）			100本につき 482円39銭
コネクター	差し（コンタクトをインシュレータに差し込むことをいう）	1端子ごとに差すもの		100端子につき 26円45銭
		連続端子となっているもの		100回につき 56円84銭
アルミ電解 コンデンサー	目視による完成品外観検査	テーピング状 で行うもの	自動検査済み のもの	100個につき 10円59銭
		バラ状で行うもの		100個につき 18円82銭

※ 最低工賃に関するご相談・お問い合わせは
青森労働局労働基準部賃金室（TEL 017-734-4114）または最寄りの労働基準監督署へ